

# 平成 29 年度 一般社団法人東京都電設協会との意見交換会

○ 日時：平成 30 年 1 月 15 日（月）16 時 00 分～17 時 00 分

○ 場所：東京都庁第一本庁舎 42 階北側 特別会議室 A

## ○ 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 一般社団法人東京都電設協会からのご意見及びご要望について
- (2) 試行状況の検証に関する意見交換
- (3) その他

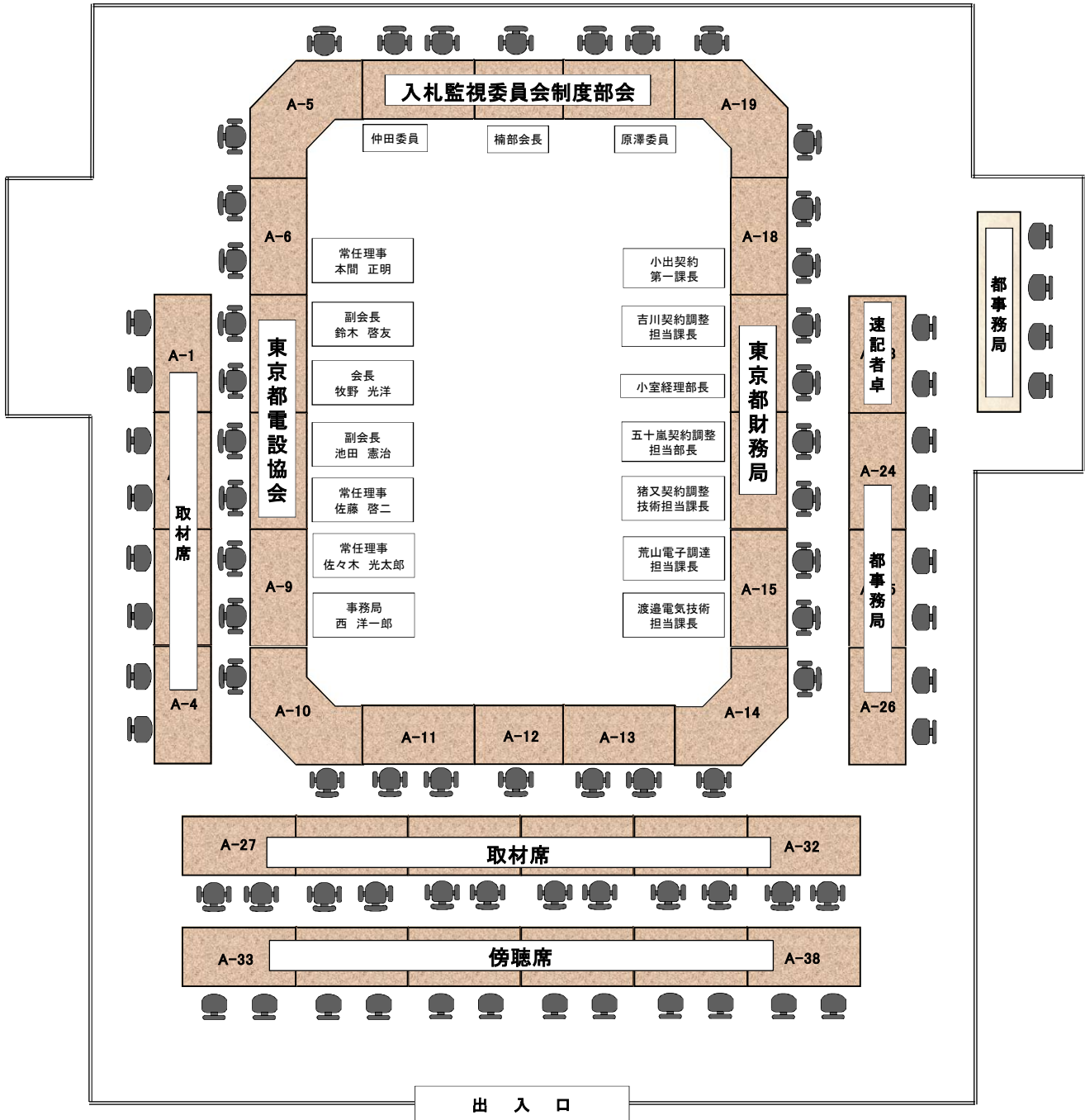
### 3 閉 会

平成30年1月15日

平成29年度 一般社団法人東京都電設協会との意見交換会 出席者名簿

- ◎ 一般社団法人 東京都電設協会 (敬称略)
- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 会長 (牧野電設工業株) 代表取締役) | まきの みつひろ<br>牧野 光洋    |
| 副会長 (中央電設株) 代表取締役)  | いけだ けんじ<br>池田 憲治     |
| 副会長 (日本建電株) 代表取締役)  | すずき けいすけ<br>鈴木 啓友    |
| 常任理事 (協立電工株) 代表取締役) | ささき こうたろう<br>佐々木 光太郎 |
| 常任理事 (恒栄電設株) 執行役員)  | さとう けいじ<br>佐藤 啓二     |
| 常任理事 (日東電工株) 代表取締役) | ほんま まさあき<br>本間 正明    |
| 事務局長                | にし よういちろう<br>西 洋一郎   |
- ◎ 学識経験者
- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| 入札監視委員会制度部会長  | くすのき しげき<br>楠 茂樹  |
| 入札監視委員会制度部会委員 | なかつ ひろかず<br>仲田 裕一 |
| 入札監視委員会制度部会委員 | はらさわ あつみ<br>原澤 敦美 |
- ◎ 都側職員
- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 財務局経理部長          | こむろ かずと<br>小室 一人     |
| 財務局契約調整担当部長      | いがらし おさむ<br>五十嵐 律    |
| 財務局経理部契約調整担当課長   | よしかわ けんたろう<br>吉川 健太郎 |
| 財務局経理部契約調整技術担当課長 | いのまた けん<br>猪又 謙      |
| 財務局経理部電子調達担当課長   | あらかやま ひでゆき<br>荒山 英之  |
| 財務局経理部契約第一課長     | こいで しんじ<br>小出 真志     |
| 財務局建築保全部電気技術担当課長 | わたなべ としゆき<br>渡邊 俊幸   |

平成29年度 第2回制度部会(東京都電設協会との意見交換会)  
 会場レイアウト図  
 日時:平成30年1月15日(月)16時00分  
 場所:第一本庁舎42階北側 特別会議室A



平成30年 1 月度 意見交換会

# 資 料

一般社団法人 東京都電設協会

会 長 牧 野 光 洋

東京都新宿区高田馬場四丁目40番13号 双秀ビル3階

TEL 03-5330-5631

FAX 03-5330-5632

## I 入札契約制度改革に関する意見・要望

### 1. 予定価格の事後公表制

1. 事前公表制に戻してもらいたいとの意見が業界には根強いが、予定価格の事後公表制は、入札契約制度の公正さ確保のためと、しっかりとした積算を行うことの要求が業界にとっても好ましいといえることから、基本的に維持継続されるべきであると考えます。

2. 公告時に公表されるべき参考図面がなく、工事規模を把握できない案件が相当数有るので、発注予定公表時でのデータ公表の仕方を、早急に改善していただきたい。

A. 公告時に公表されるべき参考図面がなく、工事規模を把握できない。

B. 現行の金額による工事発注規模の提示では、予定金額の幅が大き過ぎ、工事規模を的確に把握できない。

※「B01」は、1,800万円～2,800万円(幅1,000万円)

「B02」は、2,800万円～4,000万円(幅1,200万円)

「B03」は、4,000万円～5,500万円(幅1,500万円)

「A01」は、5,500万円～1億円(幅4,500万円)

「A02」は、1億円～2億5,000万円(幅1億5,000万円)

「A03」は、2億5,000万円～5億円(幅2億5,000万円)

「A04」は、5億円～7億円(幅2億円)

「A05」は、7億円～9億円(幅2億円)

### 2. 1者入札の中止

1. 当協会が財務局様へ提出している28年度の入札案件に関する資料でも明らかなおおりに、入札者数が増えれば落札率が下がるとの主張には根拠がなく、また、発注工事の環境、施工条件、特殊な施工法方法採用の必要性等から、特定の事業者にはしか対応できない案件もあるので、再公表手続による無駄をなくすためにも、現行のままの1者入札中止の制度を継続すべきではないと考えます。

2. 現行の希望制指名入札制度では、技術者の重複が認められていないため、開札が中止されても他の工事を申し込めず、中小事業者における配置技術者の取り扱いの点で問題があると考えます。

3. 東京都でも国土交通省の積算方法が採用されている。よって、現場管理費と共通仮設費については工期が反映されることになるが、再公表となっても工事の終期・納期は変更されないため、実工期が短くなることにより、現場管理費と共通仮設費は当初より減額されることになる。したがって、納期に収めるために必要な追加人工に要する費用などで受注者の利益を害する場合もあり、1社入札の中止の制度を継続するのであれば、再公表案件の不調・不落対策のためにも、予定価格の引き上げることが必要な場合もあると考えます。

### 3. JV結成義務の撤廃

1. 格付等級によって意見の分かれるところであるが、従前の制度では、1年当たりの売上金額などの面から、特に下位の事業者にはメリットが少なかったため、歓迎すべき点が多いと考えている。

2. 中小事業者がJVに参加することは、技術力を磨いたり、区市町村での格付アップに繋がってきた面もあり、中小事業者の受注機会の確保と育成の面からも、中小事業者を含むJV結成の場合の加点を増やすことなど、JV入札をし易い環境を整備する必要があると考える。

#### 4. 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

1. 低入札に該当した場合の失格割合が100%であり、結果として評価できると考える。
2. 低入札に該当した場合の失格割合が100%であることから、発注者・受注者双方にとって負担の多い低入札価格調査ではなく、最低制限価格制としてもよいのではないかと考える。

## II その他、入札契約制度に関する意見・要望

1. 建築物全体の取得コストを低減させるため、一括発注方式を採用すべきとの意見が一部にあるが、一括発注方式では、電気工事業者のような専門工事業者はすべて下請業者となり、多くの事業者が、建築業者からのコスト削減要求やダンピング競争にさらされるばかりでなく、元請業者としての工事実績を積む機会を失うことにもなる。  
コストの透明性や品質の確保という点で、現行の分離・分割発注方式の方が優れているので、東京都では、現行の分離・分割発注方式は、今後も堅持していただきたい。
2. すべての発注案件を低入札価格調査の対象とした場合、発注者・受注者双方の負担は大きく、また、「品確法」が求める品質の確保、中長期的な担い手の確保、ダンピング受注の防止等の実現される観点からも、最低制限価格制度は基本的に維持・継続していただきたい。
3. 工事発注規模による区分を定めたのであるから、指名希望できる事業者は、該当する等級の事業者に限っていただきたい。
  - A. 予定価格が3,000万円に満たないような工事で、超A等級事業者が落札している事例が相当数ある。
  - B. 出先機関のように落札者が入札制限対象とならない場合、技術者に余裕のある大手事業者の重複申し込みで、本来ならば対象となるべき中小事業者が指名から漏れてしまう事例が見られる。
  - C. 施工能力審査型の総合評価方式の発注案件について、超A等級事業者が入札者に指名されている。
4. 財務局発注案件に関する現行の入札契約制度では、1件名について、申込から入札までの期間に1ヶ月半から2ヶ月を要し、受注できない場合は、別件を改めて申し込むこととなるため、技術者が遊んでしまうリスクを抱えることになっている。入札者数を増やして活性化を図るためにも、出先機関と同様に、件名の重複申込（最低2件程度）ができる制度に改めていただきたい。
5. 東京都でも国土交通省の積算方法が採用されているので、現場管理費と共通仮設費については工期が反映されることになるが、1者入札による再公表の場合に限らず、入札手続の関係で契約工期が当初計画より短縮される場合は、納期に収めるために必要な追加人工費用などを勘案し、工事予算の引き上げも検討していただきたい。

6. 東京都では、国土交通省が普及促進を図っている「営繕積算方式（入札時積算数量書活用方式など）」は採用しない方針であり、設計図以外に提示される書面を、すべて参考資料する方針は変更しないと聞いているが、予定価格が事後公表制となり、より精度の高い積算が求められることや、スライド条項の適用などによる契約変更手続を円滑かつ適正に進めるためにも、入札案件の公告時には、「参考図面（設計図面、特記仕様書、参考数量内訳書）」を必ず同時公表していただくとともに、その精度を一層高めていただきたい。また、同様に、指名通知時等に提供される「見積参考資料」についても、その精度を高めていただきたい。

7. 街路灯のLED化が、他の自治体では、リース契約によって進められるケースが増えているが、リース支払額に含まれる金利等の関係で、トータルでの支出は多くなることに加え、リース物件の所有権がリース会社にある関係で、設置工事の施工体制等や維持管理方法の確認・指導に都が関与できないこと、リース会社と工事施工会社との請負契約において法定福利費の確保など、適切な価格で契約されているかが不明なことなど、リース契約による街路灯のLED化は、極めて問題が多く、電気工事業界の健全かつ継続的な発展のためにも、街路灯のLED化を推進するに当たっては、リース契約による物品納入方式を採用せず、保守関係を含め、現行の工事発注方式を継続していただきたい。

また、現在の街灯保守契約は、特記仕様書に24時間365日、常に事故、災害等が発生した場合には、都道管理室から該当地区担当会社に連絡が入り、即時に出動できる体制となっているが、リース契約になった場合、そこまで徹底できるかはかなり疑問である。

なお、専門工事業者は都建設局と防災協定を締結し、常に緊急作業出動できる態勢をとっている。

8. 工事現場および周辺等で「安全」に対する要求が高まっている今日、東京都では、通常の工事原価や現場管理費等の経費とは別枠で計上・確保できる制度の構築に取り組んでいただきたい。

9. 「災害協定（防災協定）」を総合評価方式における加点対象とする場合、その「証明書の発行者」は、当該工事の業種を対象に締結された災害協定の締結者としていただきたい。

※電気設備工事の総合評価方式による発注案件で「災害協定の締結」を加点対象とするのであれば、発注部局に関係なく、証明書の発行者は、電気設備工事に関する協定を締結している東京電業協会と当協会に限定するのが相当であり、電気設備工事に関するものは含まれていない協定を締結している協会を発行者に指定することは、やめていただきたい。

## II その他の意見・要望

今後とも、業界・事業者団体との意見交換の場を設けていただくとともに、団体が開催する知識や制度情報の普及・啓蒙のための講習・研修会などへの職員の方を講師として派遣していただく等、その活動への協力と支援をお願いしたい。

以上